

奈良県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和三年七月二十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名 称	所 在 地
特別養護老人ホームオアシス東吉野	吉野郡東吉野村大字小三九四番一―二